

総行女第13号
総情流第30号
令和2年4月7日

各都道府県知事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市市長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

総務省官房総括審議官(情報通信担当)
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について

先の学校等の臨時休業の要請(令和2年2月27日)等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る職員の柔軟な勤務体制の確保について」(令和2年2月27日付け総行公第30号・総行女第7号)を発出し、テレワークをはじめとする職員の柔軟な勤務体制を確保していただくよう要請をしたところです。

その後の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解によれば、流行の早期終息に向けては、症状の軽い者による感染拡大を防ぐこと、クラスター(集団)が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であるとされ、これを踏まえた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においては、民間企業・中央官庁・地方公共団体の全体でテレワークを強力に推進することとされています。

地方公共団体においても、テレワークを導入・活用することにより、感染拡大の未然防止を図るとともに、感染が疑われる者や感染者の濃厚接触者、学校の休業に伴い家にとどまらざるを得ない保護者等の職員が本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とし、行政機能の維持を図っていくことが重要です。また、今般の感染症対策もさることながら、テレワークは、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言がなされるとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」が閣議決定され、地方自治体によるテレワーク導入を促進するための取組を強化することとされました。このため、下記のとおり、地方公共団体におけるテレワークの導入に向けた支援を強化することとしますので、下記の事項に留意の上、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 地方公共団体等におけるテレワーク導入を推進するため、別添 1 のとおり、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家（テレワークマネージャー）によるウェブや電話での相談を令和 2 年 4 月 1 日からも引き続き実施しているとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)に基づき、当該相談体制の強化を図ることとしており、地方公共団体においても積極的に活用されたいこと。

2 テレワークを導入している地方公共団体における実施要領等を別添 2 のとおり参考送付するので、導入を検討している地方公共団体にあっては、所要のルール整備の参考とされたいこと。

また、「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進ガイドブック」(令和 2 年 3 月)において、テレワークを導入している地方公共団体の先進的な取組事例を掲載しているので、併せて参考とされたいこと（※）。

（※）https://www.soumu.go.jp/main_content/000679790.pdf

3 本年度より、地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について特別交付税措置（措置率 0.5）を講ずることとしているため、導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

詳細については、別途連絡する予定であること。

以上

【連絡先】

自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室 安藤・山田
メール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp
電 話：03-5253-5546（直通）

情報流通行政局情報流通高度化推進室
諏訪・日野・澤田・鈴木
メール：telework@ml.soumu.go.jp
電 話：03-5253-5751（直通）